

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

新	旧
<p>(貨物の指定申請手続)</p> <p>7の6-1 指定申請は、指定を受けようとする貨物の属する<u>指定区分</u>(令第4条の7第1項第2号に規定する指定区分をいう。以下同じ。)ごとに、次の事項を記載した「貨物指定申請書」(C-9100)(以下「指定申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、指定申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>なお、特例輸入者の承認を受けようとする際の指定申請は、承認申請に併せて行わなければならないので留意する。</p> <p>この場合における指定承認書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 指定を受けようとする貨物の品名の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>イ 一般的な名称にとどまらず、統計品目番号を容易に特定することができるように、具体的な品名(例えば、「ポロシャツ」ではなく、「男性用のメリヤス編の綿100%で、ししゅうを有している模様編のポロシャツ」)を記載させる。</p> <p>なお、指定を受けようとする貨物の品名が異なり、貨物の<u>指定区分</u>が同じ場合は、その品名を全て記載させる。この場合、任意の様式に記載の上添付させることとして差し支えない。</p> <p>ロ <u>指定区分に複数の所属区分が含まれる場合には、その所属区分を全て記載させる。また、通関情報処理システム</u>(以下この章において「通関システム」という。)により特例申告を行う予定である場合には、通関システム用コードを含む10桁目が・(オベリスク)であるため、統計細分が同一でありながら通関システム用品目コードが複数ある場合には、特例申告を行おうとする貨物ごとに通関システム用品目コードを記載させる。この場合、1枚の申請書に取りまとめて差し支えない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第4条の7第1項第5号((指定申請書の記載事項))に規定する「その他参考となるべき事項」については、貨物の<u>指定区分</u>を特定するため参考となるべき事項等を記載させることとし、併せて次の書類を添付させる。</p> <p>イ~ハ (省略)</p> <p>(4) 貨物の指定については、貨物の<u>指定区分</u>ごとに行っているため、すでに指定している貨物の<u>指定区分</u>に該当する貨物の指定申請は不要である。</p> <p>なお、既に指定している貨物の<u>指定区分</u>に該当するか否か、疑義のある場合には、指定申請書の受理は行わず、申請者に対して関税鑑査官等へ照会するようしようようする。</p>	<p>(貨物の指定申請手続)</p> <p>7の6-1 指定申請は、指定を受けようとする貨物の<u>所属区分</u>ごとに、次の事項を記載した「貨物指定申請書」(C-9100)(以下「指定申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、指定申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>なお、特例輸入者の承認を受けようとする際の指定申請は、承認申請に併せて行わなければならないので留意する。</p> <p>この場合における指定承認書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 指定を受けようとする貨物の品名の具体的な記載方法は、次による。</p> <p>イ 一般的な名称にとどまらず、統計品目番号を容易に特定することができるように、具体的な品名(例えば、「ポロシャツ」ではなく、「男性用のメリヤス編の綿100%で、ししゅうを有している模様編のポロシャツ」)を記載させる。</p> <p>なお、指定を受けようとする貨物の品名が異なり、貨物の<u>所属区分</u>が同じ場合は、その品名を全て記載させる。この場合、任意の様式に記載の上添付させることとして差し支えない。</p> <p>ロ <u>通関情報処理システム</u>(以下この章において「通関システム」という。)により特例申告を行う予定である場合には、通関システム用コードを含む10桁目が・(オベリスク)であるため、統計細分が同一でありながら通関システム用品目コードが複数ある場合には、特例申告を行おうとする貨物ごとに通関システム用品目コードを記載させる。この場合、1枚の申請書に取りまとめて差し支えない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第4条の7第1項第5号((指定申請書の記載事項))に規定する「その他参考となるべき事項」については、貨物の<u>所属区分</u>を特定するため参考となるべき事項等を記載させることとし、併せて次の書類を添付させる。</p> <p>イ~ハ (同左)</p> <p>(4) 貨物の指定については、貨物の<u>所属区分</u>ごとに行っているため、すでに指定している貨物の<u>所属区分</u>に該当する貨物の指定申請は不要である。</p> <p>なお、既に指定している貨物の<u>所属区分</u>に該当するか否か、疑義のある場合には、指定申請書の受理は行わず、申請者に対して関税鑑査官等へ照会するようしようようする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

新	旧
<p>(5) 次に掲げる貨物については、<u>貨物の指定区分</u>が特定できない場合があるため、<u>指定区分</u>が特定できない場合には、法第7条の6第3項((継続的な輸入に該当する場合))に規定する輸入許可の実績には含めないものとする。ただし、申請者が提出する資料により、貨物の<u>指定区分</u>の特定が明らかであると認められる場合を除く。</p> <p>イ 定率法第14条第18号((少額貨物の免税))に規定する課税価格1万円以下の無条件免税貨物で、税関様式関係通達 記載要領及び留意事項の節における(関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領)により申告した貨物</p> <p>ロ 定率法第3条の3((少額輸入貨物に対する簡易税率))に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用した貨物</p> <p>ハ 後記67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い)を適用して申告した貨物</p> <p>(指定内容の変更手続)</p> <p>7の6-4 定率法の改正等に伴い、貨物の<u>指定区分</u>又は統計品目番号に変更がある場合又は法第7条の13((許可の承継についての規定の準用))の規定による承認の承継に伴う指定貨物(法第7条の2第1項((申告の特例))に規定する指定貨物をいう。以下同。)の承継手続を行う場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 変更届については、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者符号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定を受けた年月日、指定番号、貨物の<u>指定区分</u>、変更する内容及びその変更理由を記載させる。</p> <p>なお、通関業者等による届出の場合は、通関業者等の住所及び名称を併せて記載させる。</p> <p>(3) 承認の承継に伴う指定貨物の承継手続は、被承継特例輸入者の指定貨物の内容を変更届に記載させ、当該貨物の貨物指定書の写しとともに担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、変更届は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>なお、当該変更届の「貨物の<u>指定区分</u>」の欄の記載は省略させ、「変更内容」欄には「承認の承継のため」と記載させる。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出手続)</p>	<p>(5) 次に掲げる貨物については、<u>貨物の所属区分</u>が特定できないため、法第7条の6第3項((継続的な輸入に該当する場合))に規定する輸入許可の実績には含めないものとする。ただし、申請者が提出する資料により、貨物の<u>所属区分</u>の特定が明らかであると認められる場合を除く。</p> <p>イ 定率法第14条第18号((少額貨物の免税))に規定する課税価格1万円以下の無条件免税貨物で、税関様式関係通達 記載要領及び留意事項の節における(関税定率法第14条第18号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領)により申告した貨物</p> <p>ロ 定率法第3条の3((少額輸入貨物に対する簡易税率))に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用した貨物</p> <p>ハ 後記67-4-15(関税率表等の分類の特例扱い)を適用して申告した貨物</p> <p>(指定内容の変更手続)</p> <p>7の6-4 定率法の改正等に伴い、貨物の<u>所属区分</u>又は統計品目番号に変更がある場合又は法第7条の13((許可の承継についての規定の準用))の規定による承認の承継に伴う指定貨物(法第7条の2第1項((申告の特例))に規定する指定貨物をいう。以下同。)の承継手続を行う場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 変更届については、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者符号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定を受けた年月日、指定番号、貨物の<u>所属区分</u>、変更する内容及びその変更理由を記載させる。</p> <p>なお、通関業者等による届出の場合は、通関業者等の住所及び名称を併せて記載させる。</p> <p>(3) 承認の承継に伴う指定貨物の承継手続は、被承継特例輸入者の指定貨物の内容を変更届に記載させ、当該貨物の貨物指定書の写しとともに担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、変更届は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>なお、当該変更届の「貨物の<u>所属区分</u>」の欄の記載は省略させ、「変更内容」欄には「承認の承継のため」と記載させる。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出手続)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

新	旧
<p>7の7-1 令第4条の9((特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出の 手続))の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手 続については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取りやめ届には、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者符号を記載さ せることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指 定年月日、指定番号、当該貨物の<u>指定区分</u>及び取りやめの理由を記載させる。</p> <p>(輸入許可前引取扱貨物に係る税額等の通知)</p> <p>7の17-1 法第7条の17((輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の 通知))の規定による輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通 知については、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等につきその納税申告に 誤りがあると認められた場合には、<u>法第7条の16第1項</u>の規定による更正を行うこ ととなるので、上記(1)の通知書によることなく、<u>法第7条の16第4項</u>の規定 による更正通知書を送達することになるから、留意する。</p> <p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>94-1 法第94条((帳簿の備付け等))に規定する帳簿書類の備付け等に関する用 語の意義は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>法第94条第2項において準用する同条第1項の規定により輸出者が備え付 けることとされている「帳簿」とは、令第83条第2項において準用する同条 第1項((帳簿の記載事項等))に規定する事項を記載したものであれば、税関用 に特別に備え付けたものである必要はなく、輸出者が所有する既存の帳簿に所 要の事項を追記したものであつても差し支えない。また、例えば、仕入書に輸 出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものでも差し支えない。</u></p> <p>(3) <u>令第83条第3項((保存すべき書類))において読み替えて準用する令第61条 第1項((課税標準の決定のための書類))に規定する「製造者又は売渡人の作成 した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他の輸入の許可を受けた 貨物の課税標準を明らかにする書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、 補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復 文書等の貿易関係書類、通関関係書類(提出したものを除く)等の関係書類を いう。</u></p>	<p>7の7-1 令第4条の9((特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出の 手続))の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続 については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 取りやめ届には、届出者の住所、氏名(名称)及び輸出入者符号を記載さ せることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指 定年月日、指定番号、当該貨物の<u>所属区分</u>及び取りやめの理由を記載させる。</p> <p>(輸入許可前引取扱貨物に係る税額等の通知)</p> <p>7の17-1 法第7条の17((輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の 通知))の規定による輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通 知については、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等につきその納税申告に 誤りがあると認められた場合には、<u>法第7条の4第1項</u>の規定による更正を行うこ ととなるので、上記(1)の通知書によることなく、<u>法第7条の4第4項</u>の規定 による更正通知書を送達することになるから、留意する。</p> <p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>94-1 法第94条((帳簿の備付け等))に規定する帳簿書類の備付け等に関する用 語の意義は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(2) <u>令第83条第2項((保存すべき書類))において読み替えて準用する令第61条 第1項((課税標準の決定のための書類))に規定する「製造者又は売渡人の作成 した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他の輸入の許可を受けた 貨物の課税標準を明らかにする書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、 補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復 文書等の貿易関係書類、通関関係書類(提出したものを除く)等の関係書類を いう。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

新	旧
<p>(4) <u>令第83条第4項における法第94条第2項において準用する同条第2項に規定する「輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類」とは、例えば、発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く）等の関係書類をいう。</u></p> <p>(5) <u>令第83条第6項（帳簿の保存）に規定する「第1項の帳簿及び第3項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</u></p> <p>(6) <u>令第83条第6項及び第8項（帳簿の保存）に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</u></p> <p>(7) <u>令第83条第8項に規定する「第2項において準用する第1項の帳簿及び第4項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</u></p>	<p>（新規）</p> <p>(3) <u>令第83条第4項（帳簿の保存）に規定する「第1項の帳簿及び第2項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</u></p> <p>(4) <u>令第83条第4項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</u></p> <p>（新規）</p>
<p>（承認申請手続等）</p> <p>94-2 前記7の9-2(承認手続等)、7の9-3(取りやめの届出手続等)、7の9-4(変更の届出手続等)の(1)及び(2)、7の9-5(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)、7の9-6(承認の取消し等)の(1)及び(2)、7の9-7(COMによる保存等の取扱い)並びに7の9-8(新たに特例輸入者となつた者についての取扱い)の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合には、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条の2」とあるのは「第8条」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8（新たに特例輸入者となつた者）」とあるのは「94-2において準用する7の9-8（新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入</p>	<p>（承認申請手続等）</p> <p>94-2 前記7の9-2(承認手続等)、7の9-3(取りやめの届出手続等)、7の9-4(変更の届出手続等)の(1)及び(2)、7の9-5(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)、7の9-6(承認の取消し等)の(1)及び(2)、7の9-7(COMによる保存等の取扱い)並びに7の9-8(新たに特例輸入者となつた者についての取扱い)の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第2項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合には、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条の2」とあるのは「第8条」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8（新たに特例輸入者となつた者）」とあるのは「94-2において準用する7の9-8（新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

新	旧
<p>しようとする者」と、「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9-3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出をうけた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9-5中「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となつた日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p> <p>（承認申請手続等）</p> <p>94-3 前記94-2（承認申請手続等）の規定は、令第83条第2項に規定する輸出者について準用する。この場合において、「法第94条第1項に規定する者」とあるのは「令第83条第2項に規定する輸出者」と、「94-2において準用する」とあるのは「94-3において準用する」と、「輸入予定地」とあるのは「輸出予定地」と、「第8条」とあるのは「第9条（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）において準用する同規則第8条」と、「申告納税方式が</p>	<p>「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9-3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出をうけた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9-5中「担当税関の簡易申告管理官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となつた者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となつた日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となつた日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

新	旧
<p><u>適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入」とあるのは「貨物を業として輸出」と、「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。</u></p>	

新

旧

税関様式C 1010号

税関様式C第 1010号

(第1片) 税関様式C第1010号

国税 取納金 資金 納付書・領収証書

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

※ (受入科目) ※ 申告番号 (取扱庁名) ※ 平成 年度 ※

※ 納付の目的 ※ 本 税 千 百 十 五 千 百 十 円

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 決定通知
 賦課決定通知

※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 加蓋税 ※ 合計額

内 証券受領 円

上記の合計額を領収しました。

平成 年 月 日

(領収者) 印

額 収 日 付 印

納税者交付用 ④-1

(注意)

- ※印のところは納税者がタイプ等により記入して下さい。
- この納付書は、4枚1組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。
- 銀行の窓口へ納付したときは、この片に当該銀行の領収印の押印を受け、領収証書として受け取って下さい。
- 第4片は税関用となっています。

(第2片) 領 収 控

国税 取納金 資金 領 収 控

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

※ (受入科目) ※ 申告番号 (取扱庁名) ※ 平成 年度 ※

※ 納付の目的 ※ 本 税 千 百 十 五 千 百 十 円

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 決定通知
 賦課決定通知

※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 加蓋税 ※ 合計額

内 証券受領 円

上記の合計額を領収しました。

平成 年 月 日

(領収者) 印

額 収 日 付 印

日銀統轄店送付用 ④-2

(第1片) 税関様式C第1010号

国税 取納金 資金 納付書・領収証書

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

※ (受入科目) ※ 申告番号 (取扱庁名) ※ 平成 年度 ※

※ 納付の目的 ※ 本 税 千 百 十 五 千 百 十 円

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 決定通知
 賦課決定通知

※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 加蓋税 ※ 合計額

内 証券受領 円

上記の合計額を領収しました。

平成 年 月 日

(領収者) 印

額 収 日 付 印

納税者交付用 ④-1

(注意)

- ※印のところは納税者がタイプ等により記入して下さい。
- この納付書は、4枚1組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。
- 銀行の窓口へ納付したときは、この片に当該銀行の領収印の押印を受け、領収証書として受け取って下さい。
- 第4片は税関用となっています。

(第2片) 領 収 控

国税 取納金 資金 領 収 控

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

※ (受入科目) ※ 申告番号 (取扱庁名) ※ 平成 年度 ※

※ 納付の目的 ※ 本 税 千 百 十 五 千 百 十 円

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 決定通知
 賦課決定通知

※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 加蓋税 ※ 合計額

内 証券受領 円

上記の合計額を領収しました。

平成 年 月 日

(領収者) 印

額 収 日 付 印

日銀統轄店送付用 ④-2

(第3片)

国税 取納金 整理 資金 領収済通知書

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

あて先 国税取納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地

※ (受入科目) ※ 平成 年度 ※ (取扱庁名)

※ 納付の目的

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 賦課決定通知

※ 本税 ※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 加量税 ※ 合計額

内証券受領額 円

上記の合計額を領収しました。

平成 年 月 日

(領収者 印)

税関送付用 ④-3

(第4片)

国税 取納金 整理 資金 税関 用

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

※ (受入科目) ※ 平成 年度 ※ (取扱庁名)

※ 納付の目的

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 賦課決定通知

※ 本税 ※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 加量税 ※ 合計額

内証券受領額 円

延滞税の計算	起算日	本税納付日	日数	金額	備考
・	・	・			
・	・	・			
・	・	・			
・	・	・			

年月日 摘要 取納済額 取納未済額

円 円

④-4

(第3片)

国税 取納金 整理 資金 領収済通知書

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

あて先 国税取納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地

※ (受入科目) ※ 平成 年度 ※ (取扱庁名)

※ 納付の目的

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 賦課決定通知

※ 本税 ※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 合計額

内証券受領額 円

上記の合計額を領収しました。

平成 年 月 日

(領収者 印)

税関送付用 ④-3

(第4片)

国税 取納金 整理 資金 税関 用

国庫金

※ (納税者) 住所 氏名又は名称 代理人

※ (受入科目) ※ 平成 年度 ※ (取扱庁名)

※ 納付の目的

当初申告
 修正申告
 納付通知
 更正通知
 賦課決定通知

※ 本税 ※ 延滞税 ※ 加算税 ※ 合計額

内証券受領額 円

延滞税の計算	起算日	本税納付日	日数	金額	備考
・	・	・			
・	・	・			
・	・	・			
・	・	・			

年月日 摘要 取納済額 取納未済額

円 円

④-4

新旧対照表

(税関様式関係通達)

(第3片) 国税 収納 整理 資金 領収済通知書 申告番号 告知第 号

(納税者) 住所 氏名又は名称 (代理人)	(受入科目)		平成 年度	(取扱庁名)										
	納付の目的		本 税	正	百	十	千	百	十	千	百	十	千	円
	納期限 平成 年 月 日 限		延 滞 税											
	納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は専入代理店		合 計 額											
上記の合計額を領収しました。												領 収 日 付 印		
あて先 (国税収納整理資金に関する職名、 官職及び氏名並びに在勤官署名及び その所在地)												平成 年 月 日 (領収者 印)		

税関送付用 ④-3

(第4片) 国税 収納 整理 資金 税 関 用 申告番号 告知第 号

(納税者) 住所 氏名又は名称 (代理人)	(受入科目)		平成 年度	(取扱庁名)										
	納付の目的		本 税	正	百	十	千	百	十	千	百	十	千	円
	納期限 平成 年 月 日 限		延 滞 税											
	納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は専入代理店		合 計 額											
告 知 日 平 成 年 月 日	年 月 日	摘 要	収 納 済 額 円	収 納 未 済 額 円										
延滞税計算 起算日 本税納付日 日数 金額 備考	起算日	本税納付日	日数	金額	備考									
	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算									
	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算									
	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算									

④-4

(第3片) 国税 収納 整理 資金 領収済通知書 申告番号 告知第 号

(納税者) 住所 氏名又は名称 (代理人)	(受入科目)		平成 年度	(取扱庁名)										
	納付の目的		本 税	正	百	十	千	百	十	千	百	十	千	円
	納期限 平成 年 月 日 限		延 滞 税											
	納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は専入代理店		合 計 額											
上記の合計額を領収しました。												領 収 日 付 印		
あて先 (国税収納整理資金に関する職名、 官職及び氏名並びに在勤官署名及び その所在地)												平成 年 月 日 (領収者 印)		

税関送付用 ④-3

(第4片) 国税 収納 整理 資金 税 関 用 申告番号 告知第 号

(納税者) 住所 氏名又は名称 (代理人)	(受入科目)		平成 年度	(取扱庁名)										
	納付の目的		本 税	正	百	十	千	百	十	千	百	十	千	円
	納期限 平成 年 月 日 限		延 滞 税											
	納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は専入代理店		合 計 額											
告 知 日 平 成 年 月 日	年 月 日	摘 要	収 納 済 額 円	収 納 未 済 額 円										
延滞税計算 起算日 本税納付日 日数 金額 備考	起算日	本税納付日	日数	金額	備考									
	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算									
	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算									
	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算	延滞税計算									

④-4

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧
<p>税関様式C9100号</p> <p style="text-align: right;">税関様式C第9100号</p> <p style="text-align: center;">貨物指定申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>税関長 殿</p> <p>申請者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 輸出入者符号 代表者名 (法人の場合) 特例輸入者承認番号 (追加申請の場合)</p> <p>代理人 住 所 氏名又は名称</p> <p>関税法第7条の2第1項の規定による特例申告を行う貨物の指定を受けたいので、同法第7条の6第1項の規定に基づき申請します。</p> <p>指定申請事務担当者氏名、所属、連絡先電話番号</p> <p>輸 入 者:</p> <p>代 理 人:</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>	<p>税関様式C第9100号</p> <p style="text-align: right;">税関様式C第9100号</p> <p style="text-align: center;">貨物指定申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>税関長 殿</p> <p>申請者 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号 輸出入者符号 代表者名 (法人の場合) 特例輸入者承認番号 (追加申請の場合)</p> <p>代理人 住 所 氏名又は名称</p> <p>関税法第7条の2第1項の規定による特例申告を行う貨物の指定を受けたいので、同法第7条の6第1項の規定に基づき申請します。</p> <p>指定申請事務担当者氏名、所属、連絡先電話番号</p> <p>輸 入 者:</p> <p>代 理 人:</p> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p>

「貨物指定申請書」記載要領

1. 一般的事項

指定を受けようとする貨物が二以上ある場合には、指定区分ごとに貨物指定申請書(つづき)にその内容を記載し、これらを一つの貨物指定申請書に取りまとめて提出する。

2. 「あて先税関長」欄

特例申告の承認にかかる申請と併せて申請する場合には、特例輸入者承認申請書の申請先税関長とし、特例輸入者が貨物指定にかかる申請を行う場合には、特例輸入者承認を受けた税関長とする。

3. 指定を受けようとする貨物の内容

(1) 「指定を受けようとする貨物の属する指定区分」欄

関税率表の適用上の所属区分の項(4桁の番号)、身(6桁の番号)(「輸入統計品目表」に定める番号と共通)又はこれらに輸入統計品目表に定める細分番号(3桁の番号)を付け加えた9桁の番号を白抜き部分に左詰めで上欄に記載する。

また、NACCSを利用した申告を予定している場合には、NACCS用コードを含む10桁までを、NACCS用コードの10桁目以下(オベリスク)が設けられており、統計細分が同一であるがNACCS用コードが複数ある場合には、NACCS業務コード表を参照し、該当する全ての10桁のコードを下欄(網かけ部分)に併記する。

(2) 「品名」欄

一般的な名称にとどまらず、貨物の特定が容易に行えるよう銘柄、型番等まで記載するよう努める。なお、貨物が異なるが(1)で記載する番号が同一である場合には、これらの品名をそれぞれ記載する。

(3) 「貨物の性質等」欄

指定を受けようとする貨物の属する指定区分を特定するために参考となるべき事項を記載し、当該参考資料(カタログ、成分分析表等)がある場合にはこれを添付する。

(4) 「書面による事前指示の有無」欄

事前指示の手続きを行い、書面による回答を得ている場合には、当該回答書の番号を記載する。

(5) 「他法令規制の状況」欄

他法令規制に該当する場合は該当の法令名及び条項を記載するとともに、例えば薬事法に規定する「輸入販売業許可証」等有効期限のあるものは、許可・承認番号、有効期限等の参考となるべき事項をあわせて記載する。

4. 指定を受けようとする貨物の輸入実績等

(1) 「輸入許可回数」欄

指定申請貨物の輸入許可件数(申請日前1年間)を記載する。

(2) 「品名」欄

(1)の許可に係る品名(複数ある場合は主なもの)を記載する。

(3) 「関税法第7条の6第4項に規定する修正申告等の有無及びある場合にはその年月日」欄

過去1年間に輸入許可された貨物について、加算税の課された修正申告等の事実がある場合にはその年月日を記載するとともに、当該修正申告番号又は更正(決定)番号を記載する。

5. 税関記入欄

受理年月日、受理番号等、税関において必要な事項を記載する。

「貨物指定申請書」記載要領

1. 一般的事項

指定を受けようとする貨物が二以上ある場合には、所属区分ごとに貨物指定申請書(つづき)にその内容を記載し、これらを一つの貨物指定申請書に取りまとめて提出する。

2. 「あて先税関長」欄

特例申告の承認にかかる申請と併せて申請する場合には、特例輸入者承認申請書の申請先税関長とし、特例輸入者が貨物指定にかかる申請を行う場合には、特例輸入者承認を受けた税関長とする。

3. 指定を受けようとする貨物の内容

(1) 「関税率表の所属区分(9桁)欄

関税率表の適用上の所属区分の号(6桁の番号)(「輸入統計品目表」に定める番号と共通)及び輸入統計品目表に定める細分番号(3桁の番号)の9桁の番号を白抜き部分に左詰めで記載する。

なお、NACCSを利用して申告を予定している場合には、NACCS用コードを含む10桁までを記載する。また、NACCS用コードの10桁目以下(オベリスク)が設けられており、統計細分が同一であるが、NACCS用コードが複数ある場合には、NACCS業務コード表を参照して網かけ部分に当該コードを併記する。

(2) 「品名」欄

一般的な名称にとどまらず、貨物の特定が容易に行えるよう銘柄、型番等まで記載するよう努める。なお、貨物が異なるが(1)で記載する番号が同一である場合には、これらの品名をそれぞれ記載する。

(3) 「貨物の性質等」欄

関税率表の所属区分を特定するために参考となるべき事項を記載し、当該参考資料(カタログ、成分分析表等)がある場合にはこれを添付する。

(4) 「書面による事前指示の有無」欄

事前指示の手続きを行い、書面による回答を得ている場合には、当該回答書の番号を記載する。

(5) 「他法令規制の状況」欄

他法令規制に該当する場合は該当の法令名及び条項を記載するとともに、例えば薬事法に規定する「輸入販売業許可証」等有効期限のあるものは、許可・承認番号、有効期限等の参考となるべき事項をあわせて記載する。

4. 指定を受けようとする貨物の輸入実績等

(1) 「輸入許可回数」欄

指定申請貨物の輸入許可件数(申請日前1年間)を記載する。

(2) 「品名」欄

(1)の許可に係る品名(複数ある場合は主なもの)を記載する。

(3) 「関税法第7条の6第4項に規定する修正申告等の有無及びある場合にはその年月日」欄

過去1年間に輸入許可された貨物について、加算税の課された修正申告等の事実がある場合にはその年月日を記載するとともに、当該修正申告番号又は更正(決定)番号を記載する。

5. 税関記入欄

受理年月日、受理番号等、税関において必要な事項を記載する。